

建築基準法第42条第2項道路に接する敷地の建築工事に際しての注意事項

建築物の敷地は、建築基準法（以下、「法」という。）の規定による道路に2m以上接しなければなりません（法第43条第1項）。建築物を計画の際に、法第42条第2項の規定による道路に敷地が接する場合、その道路の中心線から2mの線を道路境界線とみなすため、従前の道路境界線とこの道路後退部分の間は道路とみなされるため、建築物はもちろんのこと、門、塀、擁壁等を造ることはできません。

※前面道路の反対側にかげ地、川、線路敷地等がある場合は、みなし道路境界線の位置が変わります。

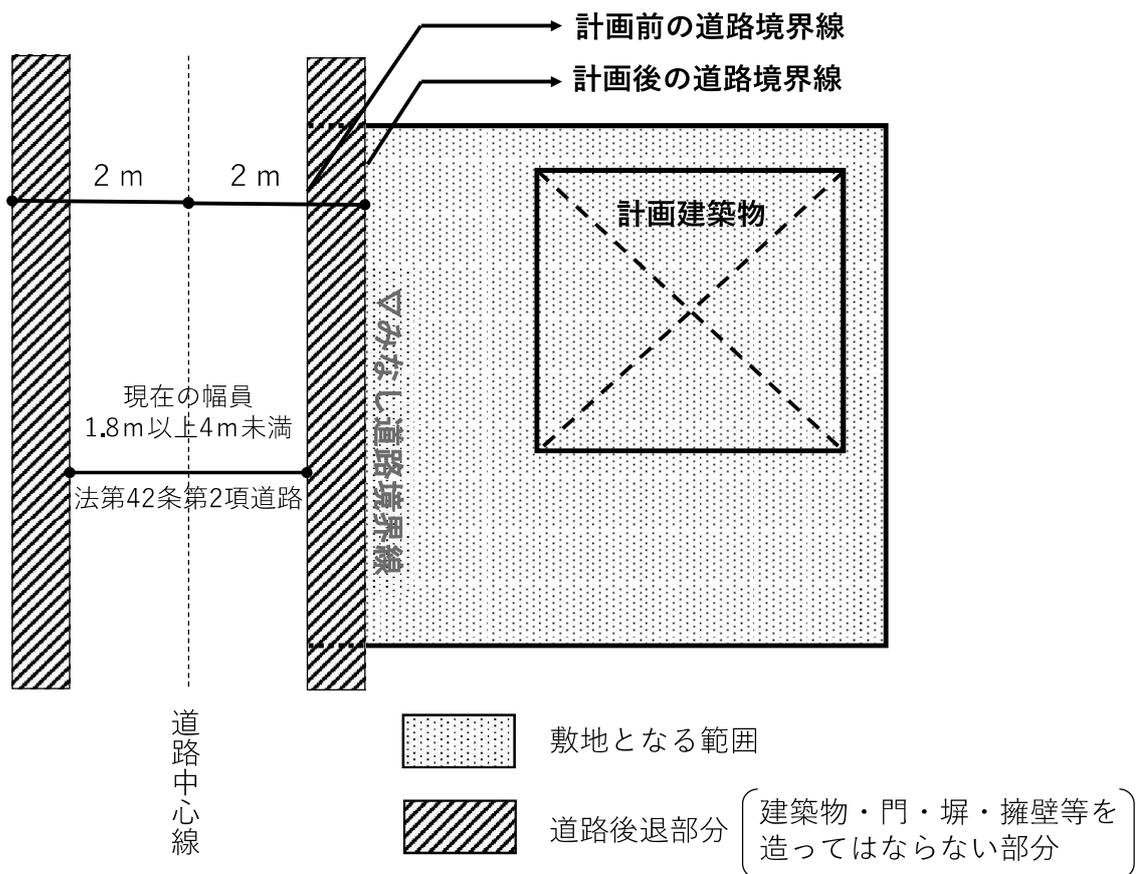


図 法第42条第2項の規定による道路に接道している場合の道路後退方法の基本的な考え方